

令和3年5月31日

保護者様

緊急事態宣言の再延長を踏まえた今後の対応等について

平素より本校の教育に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、すでに御承知のとおり、現在発令中の緊急事態宣言が6月20日まで延長されることになりました。今後も、本校では、自主通学生徒の時差登校を含め、現在の感染症対策を徹底しつつ、教育活動を行います。特に、幼児児童生徒に発熱等の風邪症状等がある場合、また、同居の御家族に同様の症状等がある場合も、登校させず、早期の医療機関受診と自宅療養をお願いします。これらの場合は、学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の扱いとなります。

最近の感染状況をみますと、経路不明による感染や家庭内感染の増加が気になるところです。幼児児童生徒、教職員、その家族を含めた皆が互いの体調の変化に気づき、早めの対応に留意し、関係者が一丸となって、子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう努めたいと考えています。

引き続き、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

京都府立盲学校